

令和7年6月27日3月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（22名）

1番 伊藤 芳 則	2番 鈴木 深由希	3番 竹 田 恵
4番 増 田 誠 宏	5番 片 岡 宏 文	6番 細 美 克 浩
7番 國 重 清 隆	8番 山 田 真一郎	9番 重 信 好 範
10番 新 田 真 一	11番 徳 岡 真 紀	12番 掛 田 勝 彦
13番 藤 岡 一 弘	14番 中 原 秀 樹	15番 月 橋 寿 文
16番 藤 井 憲一郎	17番 山 村 恵美子	18番 穴 戸 稔
19番 保 実 治	20番 弓 掛 元	21番 横 光 春 市
22番 小 田 伸 次		

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長 福 岡 誠 志	副 市 長 細 美 健
副 市 長 山 崎 輝 雄	総 務 部 長 桑 田 秀 剛
経営企画部長 笹 岡 潔 史	地域共創部長 呑 谷 巧
市民部長 松 本 英 嗣	福祉保健部長 菅 原 啓 子
子育て支援部長 中 村 徳 子	市民病院部長 細 美 寿 彦
産業振興部長 併農業委員会事務局長 児 玉 隆	建設部長 濱 口 勉
危機管理監 山 田 大 平	情報政策監 東 山 裕 徳
教 育 長 迫 田 隆 範	教 育 部 長 宮 脇 有 子
教育部次長 豊 田 庄 吾	監査事務局長 併選挙管理委員会事務局長 坂 田 保 彦

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事 務 局 長 明 賀 克 博	次 長 後 藤 賢
議 事 係 長 岸 田 博 美	政務調査係長 福 間 友 紀
政務調査主査 脇 坂 由 美	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1	議案第45号	(総務常任委員長報告 7 件) 三次市定住促進住宅管理条例を廃止する条例 (案)
	議案第46号	三次市東酒屋水泳プール設置及び管理条例を廃止する条例 (案)
	議案第48号	財産の処分について
	議案第49号	指定管理者の指定の変更について
	議案第50号	指定管理者の指定の変更について
	議案第59号	損害賠償の額を定めることについて
	議案第62号	三次市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (案)
第 2	議案第47号	(教育民生常任委員長報告 7 件) 三次市立学校設置条例の一部を改正する条例 (案)
	議案第51号	指定管理者の指定の変更について
	議案第52号	動産の買入れの契約について
	議案第53号	動産の買入れの契約の一部変更について
	議案第54号	工事請負契約の一部変更について
	議案第55号	工事請負契約の一部変更について
	議案第56号	工事請負契約の一部変更について
第 3	議案第57号	(産業建設常任委員長報告 2 件) 工事基本協定の締結について
	議案第58号	損害賠償の額を定めることについて
第 4	議案第60号	(予算決算常任委員長報告 2 件) 令和 7 年度三次市一般会計補正予算 (第 1 号) (案)
	議案第61号	令和 7 年度三次市土地取得特別会計補正予算 (第 1 号) (案)
第 5	議案第63号	三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについて
第 6	発議第 6 号	誰がどこに住んでいても、安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書 (案)
第 7	発議第 7 号	国民健康保険制度の改善・強化を求める意見書 (案)
第 8	発議第 8 号	通所介護 (デイサービス) 事業所の事業継続のため、総合事業拡大移行の見直しを求める意見書 (案)

第 9	発議第9号	こども・子育て支援、地域医療の確保、社会保障制度の充実に向けた地方財政確保を求める意見書（案）
-----	-------	---

令和7年6月三次市議会定例会議事日程（第5号）

（令和7年6月27日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		（総務常任委員長報告7件）
	議 45	三次市定住促進住宅管理条例を廃止する条例（案）……………275
	議 46	三次市東酒屋水泳プール設置及び管理条例を廃止する条例（案）…275
	議 48	財産の処分について……………275
	議 49	指定管理者の指定の変更について……………275
	議 50	指定管理者の指定の変更について……………275
	議 59	損害賠償の額を定めることについて……………275
	議 62	三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）……………275
第 2		（教育民生常任委員長報告7件）
	議 47	三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）……………276
	議 51	指定管理者の指定の変更について……………276
	議 52	動産の買入れの契約について……………276
	議 53	動産の買入れの契約の一部変更について……………276
	議 54	工事請負契約の一部変更について……………276
	議 55	工事請負契約の一部変更について……………276
	議 56	工事請負契約の一部変更について……………276
第 3		（産業建設常任委員長報告2件）
	議 57	工事基本協定の締結について……………289
	議 58	損害賠償の額を定めることについて……………289
第 4		（予算決算常任委員長報告2件）
	議 60	令和7年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）……………290
	議 61	令和7年度三次市土地取得特別会計補正予算（第1号）（案）……………290
第 5	議 63	三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについて……………291
第 6	発 6	誰がどこに住んでいても、安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書（案）……………291
第 7	発 7	国民健康保険制度の改善・強化を求める意見書（案）……………293
第 8	発 8	通所介護（デイサービス）事業所の事業継続のため、総合事業拡大移行の見直しを求める意見書（案）……………295

第 9	発 9	こども・子育て支援，地域医療の確保、社会保障制度の充実に 向けた地方財政確保を求める意見書（案）……………296
-----	-----	---

~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（山村恵美子君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は令和7年6月定例会最終日であります。

各委員会審査の報告と採決及び追加議案等の審議を行います。

ただいまの出席議員数は22人です。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、藤岡議員及び中原議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 総務常任委員長報告7件

議案第45号 三次市定住促進住宅管理条例を廃止する条例（案）

議案第46号 三次市東酒屋水泳プール設置及び管理条例を廃止する条例（案）

議案第48号 財産の処分について

議案第49号 指定管理者の指定の変更について

議案第50号 指定管理者の指定の変更について

議案第59号 損害賠償の額を定めることについて

議案第62号 三次市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第1、三次市定住促進住宅管理条例を廃止する条例（案）外6議案を一括議題といたします。

議案7件について、総務常任委員長の報告を求めます。

（総務常任委員長 伊藤芳則君、挙手して発言を求め）

○議長（山村恵美子君） 伊藤総務常任委員長。

〔総務常任委員長 伊藤芳則君 登壇〕

○総務常任委員長（伊藤芳則君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において総務常任委員会に審査付託となりました議案7件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月24日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第45号三次市定住促進住宅管理条例を廃止する条例（案）外6議案は、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第46号三次市東酒屋水泳プール設置及び管理条例を廃止する条例（案）については、水

泳プール解体後の跡地の有効利用に関して、地域の意見を聞きながら十分に検討されたい。

議案第59号損害賠償の額を定めることについては、駐輪場に限らず、市の管理物が突風などの自然災害によって飛ばされることがないように、今後も十分な維持管理に努められたい。

また、芸備線利用促進の観点からも、利用状況をしっかりと調査した上で、可能な施設整備についても十分に検討されたい。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（山村恵美子君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより、議案第45号外6議案を一括採決いたします。

議案7件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号外6議案は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。再開は10時15分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前10時 3分——

——再開 午前10時15分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山村恵美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 教育民生常任委員長報告7件

議案第47号 三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）

議案第51号 指定管理者の指定の変更について

議案第52号 動産の買入れの契約について

議案第53号 動産の買入れの契約の一部変更について

議案第54号 工事請負契約の一部変更について

議案第55号 工事請負契約の一部変更について

議案第56号 工事請負契約の一部変更について

○議長（山村恵美子君） 日程第2、議案第47号三次市立学校設置条例の一部を改正する条例

(案) 外 6 議案を一括議題といたします。

議案 7 件について、教育民生常任委員長の報告を求めます。

(教育民生常任委員長 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長 (山村恵美子君) 新田教育民生常任委員長。

[教育民生常任委員長 新田真一君 登壇]

○教育民生常任委員長 (新田真一君) 皆さん、おはようございます。

それでは、教育民生常任委員長報告を行います。

今期定例会において教育民生常任委員会に審査付託となりました議案 7 件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る 6 月 20 日、23 日及び 24 日の 3 日間にわたり委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第 51 号指定管理者の指定の変更についてから議案 56 号工事請負契約の一部変更についてまでの 6 議案は、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程で、議案第 51 号について、現在の利用者の今後の受入先について、指定管理者だけが対応するといったことがないよう、市としてもしっかりと責任を持って関わってほしい。また、この施設は市の大切な財産である。跡地利用について十分に検討し、今後も活用されたいとの意見がありました。

次に、議案第 47 号三次市立学校設置条例の一部を改正する条例 (案) については、可否同数であったため、委員長において可否を採決し、否決と決しました。

議案第 47 号の審査の経過及びその内容については、次の委員間討議に集約されていますので、その主な意見を報告させていただきます。

初めに、今回の君田中学校と八幡小学校の再配置は、小中学校のあり方に関する基本方針に基づく初めての事案である。今後、様々な地域で再配置が進められ、議論がされていく中で、今回のような短い期間での保護者や地域への説明、また、その状況下における覚書の締結が今後も進められていくのか。このようなやり方に大きな疑問を持っているといった意見が出されました。

この意見に対して、このたびの再配置に関する覚書は、保護者、地域、教育委員会の 3 者で交わされたものであり、それはおのおのが理解し同意を得た上で交わされたものであると認識している。議会として、この苦渋の決断をした保護者、地域の思いを酌み取るべきであるといった意見がありました。

また、他の委員からは、覚書を交わしたというのは紛れもない事実である。ただ、私たちが保護者や地域の関係者からヒアリングした中では、それまでの説明等の経緯がどうだったのか、その覚書を交わすまでのプロセス自体が本当に適切であったのかという疑義が生じ、今回の取組が果たして適切なものだったのか問われるべきであると考えている。さらには、再配置に伴う制服の仕様、通学手段などは、この説明が行われるときには、教育委員会として示す必要が

あったのではないかと意見が出されました。

また、関連する意見として、市が一方的に各地域に対してまちづくりを強要するようなことはあってはならないと思う。しかしながら、これまで地域というのは、地域がまちづくりビジョンを掲げ、学校と共にまちづくりを行ってきた経緯もある。それを、学校がなくなるということに対して、やはり行政も一定の責任を持つ必要があると思うし、その指針を示す必要があるといった発言がありました。

一方、地域というものは住民自らがそれぞれの特性を生かしつつっていくものだと考えている。市が示す形どおりにつくっていくものではない。住民自身が考え、協力し合い、そこを市がサポートしていく。そこが大事なところである。そのような中で、再配置に向けて君田地域と八幡地域の保護者や子供たちが一緒に考え、前に進もうとしているところを議会が妨げるべきではない。また、委員自身の経験を踏まえての発言として、地域への説明が足りないというが、そこはやはり優先順位があると思う。まずは子供たちの学びの環境をつくってあげることが最優先。次に保護者。順番的に言えば、地域への説明は最後でいいと思う。保護者の意見がまとまらないうちに地域へ説明するのは難しい。自分自身も地域からのプレッシャーを感じ、我が子1人だけでも地元に通わせるべきか悩んだ時期もあったが、決してそのようなことがあってはならない。まず子供たちを第1優先で考え、次に悩んでいる保護者へ安心を与えることが重要である。教育委員会はこれからも、子供たちや保護者、地域に対し、寄り添いながら一緒に取り組んでいくと約束しているといった意見がありました。

それに対し、今話されたものは、何年もかけて丁寧に進められてきたものだと認識している。本当に子供たちの学びの環境は大事である。だからこそ、子供たちや保護者に寄り添った進め方が本当にできていたのか。今回それが果たしてどうだったのか。それは期間や回数の問題ではないと思うが、説明が一方的で、また、サポート体制を明確に示せなかったのが、君田地域だけではなく、多くの保護者からの不安視する声につながっているといった意見が出されました。

あわせて、討論で述べられた意見を報告させていただきます。

初めに、議案に反対の意見として、地域別、学校別に説明会が実施されてきたことは承知しているが、その進め方には多くの課題が見受けられる。とりわけ、地域住民、保護者との共通理解の形成や納得の得られる対話を基盤として進められているとは言い難く、説明会では、統廃合や通学環境の変化に対する懸念、地域コミュニティへの影響を不安視する声が寄せられている。本来、学校の再配置の議論は、存続ありき、廃止ありきではなく、子供たちにとってどのような学びの場が望ましいのか、地域にとって学校の果たす役割は何かという本質的な視点から出発すべきである。結果として、共に考え、納得の上で進めるという自治の根幹とも言えるプロセスが欠けており、共通理解の形成には到底達していないと受け止めざるを得ない。この議案がこのまま可決されれば、このやり方でよいという先例ができてしまい、今後の再配置全体に大きな影響を及ぼすことが懸念される。ここで拙速な判断を下すのではなく、将来に対する誠実な姿勢として立ち止まる勇気を持つことこそが、今、議会に求められているのではな

いかといった意見が出されました。

次に、議案に賛成の意見として、それぞれの思いがある中、苦渋の決断をされた保護者と地域の合意は大変重いものであると受け止めている。とりわけ、八幡小学校、君田中学校とも、新入生がゼロという状況の中で、これ以上先送りはできない。子供たちのために学習環境を整えていきたいという思いは大いに尊重されるべきものである。子供たちの学びにとって1年は貴重なものであり、少しでも早い対応が求められる。その思いを議会もしっかり受け止める必要がある。また、それぞれの地域で閉校記念行事等の準備が進められており、仮にこの議案が否決されれば、次のステップへ進もうとしている地域の活動を妨げることにもなり得る。このようなことは、市民の代表である議会が行うべきではないとの意見が出されました。

その後、採決が行われ、先ほど説明しましたとおり、議案第47号は否決と決したところです。

以上、委員会報告を終わります。

○議長（山村恵美子君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（20番 弓掛 元君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 弓掛議員。

○20番（弓掛 元君） ただいまの委員長報告に対して少し聞かせてください。

委員会での議論を聞かせていただきました。否決の理由としまして、藤岡委員の場合、地域、保護者の理解、意思疎通がちゃんとあるのか、まちづくりの視点でどうか、再配置のしょっぱなの例でもあるからやり方はしっかりしてほしいというのと、増田委員のほうから、判を押したプロセスに非常に疑問があると、適切か、重信委員のほうからは、丁寧な説明不足、1回の地域説明会で決めてもええのかと、このようなことで反対理由だったと思います。

私は、一番肝腎な子供の教育環境についての視点での論議が全くなかったように感じました。一番優先しなければならない子供たちのことを考えての結論かどうか、その辺りに関しまして委員長はどう思われているのかお知らせください。

○議長（山村恵美子君） 弓掛議員、委員長報告に対する質疑としてください。思いではなく質疑として。質疑になっておりません。

○20番（弓掛 元君） ですから、子供の教育に関する面に関しての質疑はどうなったのかお知らせください。

（教育民生常任委員長 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 新田委員長。

○教育民生常任委員長（新田真一君） 子供の教育環境についての質疑は、ただいま申し述べました中に、子供の学びの環境は大事である、あるいは、通学環境や制服の問題等々、子供の環境についての議論が行われました。

○議長（山村恵美子君） そのほかございますか。

（16番 藤井憲一郎君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 藤井議員。

〔16番 藤井憲一郎君 登壇〕

○16番（藤井憲一郎君） 委員長報告の中に、私たちが保護者や地域の関係者からヒアリングした中ではというふうな記述があります。ヒアリングした中でいろいろ判断を各委員がされたというのは理解するんですけども、そんな中で、この会期中ではないので質問がふさわしいかどうかあれですけど、3者合意が終わった後の自治連の会長さんと、あと、中学校、小学校のPTAの会長さんからヒアリングをされています。私がおもんばかりのは、議員の前で、率直な意見が聞けたのかどうか、言えたのかどうか、お招きした方がプレッシャーを感じるようなことがなかったのか、そして、そんな中で出た意見を判断材料としてされたというふうな認識はないか、そちらをお伺いさせていただきます。

○議長（山村恵美子君） 藤井議員、委員長報告に対する質疑としていただきますように。

○16番（藤井憲一郎君） 委員長報告の中の、ヒアリングした中でというふうな文言から。

○議長（山村恵美子君） 議論があったかということで問いですね。

（教育民生常任委員長 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 新田委員長。

○教育民生常任委員長（新田真一君） ヒアリングの場で、保護者の皆さん、地域の皆さんから出された意見を基に意見を述べる機会はございました。

プレッシャーどうこうについては、議論の中で答える中身ではないと思います。

○議長（山村恵美子君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） それでは、質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

（18番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宍戸議員。

○18番（宍戸 稔君） 議案第47号に対する修正案を提出したい旨、動議をいたします。

○議長（山村恵美子君） ただいま、宍戸議員から、修正案を提出する旨の動議がありました。

この動議に賛成の方の確認を取らせていただきます。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（山村恵美子君） 下ろしてください。

それでは、賛成がありましたので、ここで暫時休憩といたします。

なお、休憩中に議会運営委員会を開催いたします。時間は追って連絡をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前10時32分——

——再開 午後 1時 0分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山村恵美子君） 休憩前に引き続き会議を行います。

先ほど、宍戸議員ほか1名から、議案第47号三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）に対する修正案提出の動議がありました。

この動議は、三次市議会規則第14条の規定により成立しています。

お諮りいたします。

これより、議案第47号三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）に対する修正案を議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、原案及び動議のありました議案第47号三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）に対する修正案を議題とします。

修正案の提案理由の説明を求めます。

（18番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宍戸議員。

○18番（宍戸 稔君） ただいま御上程となりました議案47号三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）に対する修正案について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、伊藤芳則議員と、私、宍戸 稔でございます。

修正内容は、三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）にあります「別表第2 三次市立君田中学校の項を削る。」とあるものを削除するというものであります。

学校の統廃合や再配置は、地域の未来、子供たちの教育環境、地域のコミュニティそのものに大きな影響を及ぼす、極めて重要な問題です。にもかかわらず、現在の進め方を見ると、地域の住民や保護者の納得が得られないまま、拙速に計画を進めていると言わざるを得ません。

今年3月17日の全員協議会において、三次市立小・中学校の令和8年度から令和11年度に予定する再配置計画（案）が議会に示され、このことが3月20日の中國新聞に掲載され、公の知るところとなり、今日に至っています。

君田中学校に係る再配置計画では、来年令和8年4月1日に三次中学校に統合するという計画が示されました。保護者には4月24日に、君田町民への説明会は5月16日に、この1日のみの説明会でありました。出席者は約40名で、開催日の設定も、周知の期間は短く、都合が悪く出席できなかった人もおられました。その出席者の約40名をもって君田町民の理解が得られたというのはいかなるものかと驚愕するばかりであります。

その1週間後の23日に教育委員会会議に諮られ、今6月議会に廃校の議案が提出されました。結論ありきの進め方は決して許されるものではないと思います。君田町民の多くが新聞情報で知って2か月半、君田町で行われた町民説明会から僅か1か月です。これまでに、学校の統廃合で、このようなスピードで進められた事例があったのでしょうか。町内での再編ではなく、合併後の初めてのことで、旧の自治体から中学校がなくなるということです。こんなに拙速に、こんなに簡単に決められていいのでしょうか。あまりにも拙速過ぎる進め方であり、体裁だけを整え、既に決まっていることとしての進め方で、納得いかないままに仕方ないことと諦め感を助長し、保護者と住民の感情をないがしろにしているように思います。これが、再配置計画に示される「保護者、地域住民と丁寧な議論を行い、理解と協力を得て進めます。」と言える

のでしょうか。

三次市立小中学校のあり方に関する基本方針策定委員会における再配置計画の検討並びに策定に向けての取組には、敬意を表するとともに、尊重しなければならないと考えております。しかしながら、この再配置計画の進め方として、保護者、地域住民と共に歩む姿勢と慎重さに欠けているものと考えます。このことは、これから他の地域での進め方にも大きな影響があるものと懸念するところです。

以上、申し上げ、修正案の提案理由とさせていただきます。

何とぞ多数の御賛同を頂きますよう、切にお願いいたします。

○議長（山村恵美子君） ただいまの修正案の動議に対する質疑を願います。

（22番 小田伸次君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 小田議員。

○22番（小田伸次君） ただいま提出されました47号に対する修正案に対して質疑を行いたいと思いますけども、まず、今回提案されております原案のほうですけれども、学校の在り方検討委員会等で、今後、学校はどうあるべきかと、子供たちにどういう環境を整えればいいのかという形の中で行われてきた今回の議案の提案だったというふうに思いますが、その中で、今、提案者の宍戸議員が言われましたけども、一番最初になぜというのは、地域住民の後に子供の教育環境というふうに言われました。やはり、私、ここは、順番は、教育環境というものを一番に考えなければいけない、これは問題なんだろうというふうに思いますが、そういう中で、在り方検討委員会のこういうふうにしていきますよという説明を受けたときに、地域住民代表の方、PTA代表の方、本当にこれはもろ手を挙げての賛成ではなかったというふうに私も思います。地域の方として、一抹の不安、寂しさがあるのは、それは当然だというふうに思いますが、それはそれとして、子供たちの教育環境、子供たちの夢、それたちをかなえてやるにはどういう環境を整えればいいのかという形で提案されるだろうというふうに思いますが、何ゆえにこの2つある八幡小学校と君田中学校の中で君田中学校だけを除こうとすることを提案されるのか、そこをとてもお聞きしたいというふうに思います。

君田町の中でも、当然、次のステップ、子供たち、次のステップに向けていろいろ考えて進めていきたいと思いますという思いがある方もたくさんいらっしゃいます。その方の思いをどのように考えられてこれを提案されたのかお聞かせ願いたい。

（18番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宍戸議員。

○18番（宍戸 稔君） 先ほど、子供が1番か、地域が2番かというような、それは順番をつけるものじゃないというのを申し上げておきます。

それから、八幡小学校だけ残して君田中学校だけ落とす、条例から落とすのはどうかと。ですから、先ほど、提案理由の説明でるる申し上げたことを聞いていただければ分かると思うんですね。時系列的に言いました、拙速的過ぎると。そのことをもって、君田中学校は拙速過ぎるということをもつての削除ということの提案でございます。

(発言する者あり)

(18番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宍戸議員。

○18番(宍戸 稔君) そういうことじゃなしに、やっぱり拙速的に進められている進め方について疑義があるということをお願いしての提案理由でございますので御理解いただきたいと思っております。

○議長(山村恵美子君) そのほかございますか。

(20番 弓掛 元君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 弓掛議員。

○20番(弓掛 元君) 先般、予算決算常任委員会がございまして、廃校のほうの、八幡小学校50万、君田中学校50万の行事の補正があったんですけども、そこで賛成されておるのにこれを出されているということは、もう半年ほどしっかり説明せいという意味での提案なのか、いやいや、やっぱりしっかり考えるという、無制限で考えるという意味なのか、ちょっとそこが整合性が取れていないような気がするんですけど、そこら、いかがお考えでしょうか。

(18番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宍戸議員。

○18番(宍戸 稔君) 予算の補正との関係を言われましたけども、あくまでも進め方に対して疑義があるということでの今回の修正案の提出でございます。

ですから、その予算についての部分は、それはそれとして意義もあることだというふうに思っています。ただ、このことをもって、やっぱりそこら辺も考えてもらう必要はあると思います。

ただ、否決ということにまでは至らないということでございます。

(20番 弓掛 元君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 弓掛議員。

○20番(弓掛 元君) ごめんなさい。ちょっと理解できないんですけども、これを否決するということは、当然廃校は、取りあえずなしということになると思うんですけども、閉校はなしになると思うんですけども、そこらで、行事だけは先にしてもいいことなんじゃないかな。もう一遍お願いします。

(18番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宍戸議員。

○18番(宍戸 稔君) 予算だけ先に進めていいという意味ではなしに、それは、予算とは、拙速的な進め方についての今回の提案理由でございますので、そこをやっぱりちゃんと捉えてもらいたいというのが主眼でございますので、そのように御理解ください。

○議長(山村恵美子君) そのほかございますか。

(15番 月橋寿文君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 月橋議員。

○15番(月橋寿文君) 教育民生常任委員会では3回にわたって議論をしてみました。いろ

んな意見も出ました。その中で、今回、修正案を出されましたけども、八幡小学校と君田中学校、八幡小学校のほうが、議論は尽くされた、正しかったということになりますかね。そこをちょっと、八幡小学校と君田中学校の違い、時間なのか回数なのか、分けられる意味はちょっと教えていただきたいんですけど。

(18番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 宍戸議員。

○18番(宍戸 稔君) 先ほどの小田議員の質問にも答えたいと思いますけども、今回は、君田中学校のことを時系列的に、具体的に言いました、それがあくまでも拙速なんじゃないかということをもって、君田中学校はまだ結論を議会として出すべきではないというふうに判断しただけです。

○議長(山村恵美子君) そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより、議案第47号三次市立学校設置条例の一部を改正する条例(案)及び宍戸議員ほか1名から提出されました議案第47号三次市立学校設置条例の一部を改正する条例(案)に対する修正案に対しての討論及び採決を行います。

なお、討論は簡潔にお願いいたします。

まず、議案第47号の原案に賛成及び宍戸議員ほか1名から提出されました議案第47号三次市立学校設置条例の一部を改正する条例(案)に対する修正案に反対の方の討論を許します。

(21番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 横光議員。

○21番(横光春市君) 議案第47号三次市立学校設置条例の一部を改正する条例(案)で、修正案に反対し原案に賛成の立場で討論に入ります。

本条例改正案は、三次市立八幡小学校と三次市立君田中学校を別表から削ることと、三次市体育施設設置及び管理条例の一部の改正で、令和8年4月1日から施行するという条例改正案であります。修正案は原案から市立君田中学校を削るという案であります。

教育民生常任委員会質疑において、PTA、地域の説明や、寄り添うことができていない一方的な説明というような質疑がありましたが、八幡小学校区においては、令和4年5月16日を皮切りに、PTA、保護者の皆さん、地域の皆さんと説明や協議を計13回重ね、令和7年5月16日付で覚書を締結されております。

また、君田中学校では、令和6年6月5日に三次市立中学校規模及び設置の適正化基本方針について説明を行い、それを皮切りに、PTA、保護者の皆さん、地域の皆さん、学校運営協議会役員、生徒の意見交換を合計で13回開催され、令和7年5月13日付で覚書を締結されているところでございます。

君田連合自治会においては、会長が自ら地域の役員さんに連絡を取って了解の上で覚書に押印されていると聞かせていただいております。押印されていることは、もろ手を挙げての賛成

でなくても、将来の児童生徒のことを考え、前に向かって進むという意思を持っての押印だと考えております。押印されている意味は深く、議会として重く受け止めなければならないと思います。

まずは学校再編の方向性を決めて、児童生徒や保護者の皆さんの課題解決に向けて協議を進めるべきと考えます。

議案第47号が否決された場合を考えてみましょう。

現在、学区自由化で、八幡小学校区から吉舎小学校へ、君田中学校から三次中学校へ通学されている児童生徒があれば、来年度から行政サービスが受けられると期待をしていたのに受けられない。来年度、同じように、学区自由化の制度を活用して進学しても同じであります。

また、反対されている議員の判断として、君田中学校を除くことは、君田中学校の閉校の記念事業、その開催に向けて進めている皆さん方の心が、民意が反映されているのでありましようか。

補正予算案に計上されている学校閉校記念事業補助金を認めて議案第47号を認めないという判断は一貫性のない判断であります。補正予算案を認めて予算執行の裏づけとなる条例改正を認めなければ、予算執行において、通常ならば執行ということも考えられますが、反対という判断であれば、予算執行は非常に難しいと考えます。P T Aの皆さんや地域の皆さんの学校閉校記念事業の取組に水を差すことと相なります。

その上で、私たち議員に求められることは、この議案に反対することではなく、保護者と地域が出された不安や懸念に関して、市と教育委員会に対して、保護者と地域の意向に沿った具体的な対応を求め、しっかりと向き合うということが求められるのではないのでしょうか。

1つの判断が、児童生徒や保護者の皆さんに余計な負担を強いることにつながります。現状においては、議案第47号を原案のとおり採決することこそ、私たち議員が判断すべきことと考えます。

以上の理由により、議案第47号の修正案に反対し、議案第47号の原案に賛成の立場での討論とさせていただきます。

○議長（山村恵美子君） 次に、修正案に賛成の討論を許します。

（11番 徳岡真紀君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 徳岡議員。

○11番（徳岡真紀君） 修正案に賛成の立場で討論させていただきます。

今回の再配置計画は、基本方針に基づく初めての適用事例であり、その進め方や判断の在り方は今後の学校再配置全体に大きな影響を及ぼすものであり、議会として拙速な判断を避け、適切なプロセスを確保することが極めて重要だと考えます。

とりわけ、これまでの一般質問や教育民生常任委員会での議論、そして、君田地区の住民の皆さんの声を伺うと、君田中学校の再配置に至る教育委員会の進め方や説明については、地域や保護者にとって到底、納得、理解を得て同意に至ったとは考えられません。

保護者には本年4月2日、地域住民には5月16日になって初めて再配置の方針が示されまし

たが、説明会は1回のみ、説明回数の多少が本質ではないにせよ、この短期間で、地域の教育や子供たちの将来、そして、まちづくりに関わる重要な決定について、本当に納得を得られる説明、プロセスが踏まれたのか、大いに疑問を抱かざるを得ません。

地域の方々からも、説明は決定ありきであり、一方的に感じられる内容だったとの意見が寄せられています。市が同意を得たと主張する根拠と、地域の皆さんが実際に受け止めている感覚との間には、大きな認識のずれがあるのではないのでしょうか。

先ほど、この計画を止めてもよいのかという趣旨の討論がありましたが、既に教育委員会は、君田の保護者には、議会の否決にかかわらず再配置を進めていくと説明されています。また、本市では全国に先駆けて、小学校区を核とした住民自治組織を立ち上げ、学校は教育の場であるとともに、地域社会の中核を担う存在として機能してきました。君田地域も、ここにあるまちづくりビジョンに沿って、学校、家庭、地域が協働して、オール君田で取り組む人づくり、まちづくりをスローガンに、コミュニティスクールに取り組んでこられました。集落支援員も導入され、人口減少にも立ち向かってこられました。そうした地域の積み重ねに寄り添うことなく拙速な再配置を進めることは、地域の信頼を損ねることにもつながります。

今回の修正案は、子供たちの最善の利益を優先した上で、地域や保護者の懸念の声を真摯に受け止め、拙速な判断を避けること。そして、三次市まち・ゆめ基本条例に沿って、情報開示、市民主体、対等な立場で対話と納得のプロセスを改めて丁寧に積み上げるための機会を確保すること。そして、みよし教育ビジョンにもありますが、学校、家庭、地域等の連携、協働し持続可能な地域の担い手を育てるために、非常に重要だと考えます。

以上の理由から、本修正案に賛成の討論といたします。

○議長（山村恵美子君） 次に、原案に賛成及び宍戸議員ほか1名から提出されました議案第47号三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）に対する修正案に反対の方の討論を許します。

（22番 小田伸次君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 小田議員。

○22番（小田伸次君） 私は、原案の議案第47号に賛成の立場、そして、修正案に反対の立場で討論に参加したいというふうに思います。

先ほども言いましたけれども、この学校の再編というのは大きな課題でありまして、この三次市が合併したときからこれは、いずれこういった問題は語らなければならないというふうに覚悟はしていた問題であったというふうに思います。

少子化、人口減少が進む中において、子供たちの教育環境をいかに守っていくか、これは大変大きな問題であろうというふうに思います。先ほども言いました、この覚書に、PTA会長、自治連の会長が押印したということは、もろ手を挙げての押印ではなかったかも分かりません。しかし、そのことを理解して、子供たちの教育環境はどうあるべきかということを考えられたからこそ押されたんだというふうに私は理解をしております。

そして、これをいたずらに延ばすことは、決して子供たちの教育に対していい影響を与える

とは思いません。先ほど質問でも言いましたけども、もう次のステップに向かって、もう考えている子供たち、PTAもたくさんいます。ましてや君田中学校に至っては、今年の4月、入学者がゼロでありました。6年生がいなかったわけじゃない。6年生がいたんだけど、君田中学校を選ばなかった、こういう事態が出ております。そういう中で、今から自分の子供をどこの学校に通わせようかと悩むPTA、子供たちの、要するに、地域に対する、地域からの目を気にすることなく自分の将来を考えて、この学校へ行こうというふうに思ってもらえるような環境を整えるのが、私たち議会として、その答えを選ぶのが議会人だろうというふうに思います。

地域づくりに対して学校というのは、確かにまちづくりビジョンの中に書かれている、当たり前前のことです、今現在あるわけですから。まちづくりというのはそれとは別個に、地域住民が一生懸命、またそれなりの自分たちの特徴というのも生かしながら、まちづくりビジョンというのはつくり上げていき、それに対して行政はサポートしなければいけない、これは責務であるというふうに思います。

それに対して、覚書の中でも教育委員会も一緒になって考えるというふうに書いてありますので、そのことを認めるのが私は議会であろうというふうに思いますので、修正案に反対、原案に賛成の立場で討論をしたいというふうに思います。

○議長（山村恵美子君） 次に、修正案に賛成の討論を許します。

（13番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 藤岡議員。

○13番（藤岡一弘君） それでは、修正案に賛成の立場として討論いたします。

この討論の趣旨でございますが、令和7年度3月に策定されました三次市の小中学校のあり方に関する基本方針、それに基づく再配置計画によって進められています小学校と中学校の再配置、この進め方に疑問を持ち、待ったをかけることです。そして、再配置計画に伴い、短い期間で決断せざるを得なかった君田中学校の再配置について、子供たち、保護者、地域の不安を解消するために、丁寧な議論を行った上で合意形成する必要があると訴えることです。

先ほどありました、この君田中学校における説明会は、保護者の方は、初めてこの再配置計画が示されたのは4月2日、地域には5月16日でした。あわせて、この地域説明会は1回の開催でした。この短い期間で、再配置に関わる経緯であったり、君田の子供たちのこと、今後の君田地域の在り方やまちづくりについて、保護者や地域の方々から納得を頂けたのかは分かりません。教育民生常任委員会での意見聴取や、君田地域の方々から聞かせていただいた意見では、決定ありきの論調であり、一方的と受け取れる内容であったとの意見もございました。

そして、再配置計画を策定し、地域の理解を得るためには、まちづくりにも寄り添わないといけません。君田地域のまちづくりビジョンを拝見させていただきますと、学校・家庭・地域連携のオール君田で取り組むふるさと教育の推進の活動ビジョンが示されていました。

君田地域だけではありません。多くの自治連合会などの地域はこれまで、子供たちの教育のため、子育て環境のため、人口減少に立ち向かうため、子供たちの居場所を守るため、知識と

工夫を凝らし、地域の学校と共にまちづくりを進めてきた歴史があります。学校がなくなることは、総合的なまちづくりに大きな影響を与えることは明白でございます。行政と地域が協働して行うまちづくりの道筋を考え示した上で合意を得ることをしなくてはなりません。

それは、子供たちや保護者の不安への解消も同じです。安心して子供たちを通学させるなど、環境や方法を、考えを提示し、意見を聞いた上で同意を求めるべきであり、再配置することだけを決めて、決定ありきの論調で理解を求めるやり方は見直しが必要であると考えます。

状況によっては、この学校の再配置や統廃合というものは必要かもしれません。必ずしも再配置に全面的に反対するものではありませんが、今の三次市の合意形成のやり方に疑問を投げかけ、君田地域を含む対象地域に与える影響を考慮した、子供たち、保護者、地域の方々によるまちづくりに寄り添う姿勢を示していただきたいということを切に願い、賛成討論といたします。

○議長（山村恵美子君） 次に、議案第47号の原案に賛成及び修正案に反対する討論を許します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） これをもって、議案第47号三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）及び宍戸議員ほか1名から提出されました議案第47号三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）に対する修正案に対する討論を終わります。

これより、議案第47号及び議案第47号三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）に対する修正案を採決いたします。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

宍戸議員ほか1名から提出されました修正案について、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山村恵美子君） 着座ください。起立多数であります。

よって、宍戸議員ほか1名から提出された議案第47号三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）に対する修正案は可決されました。

次に、ただいま可決となりました修正部分を除く原案に対する討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） これをもって討論を終わります。

これより、ただいま修正議決した部分を除く原案を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第47号、修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） よって、修正議決した部分を除く原案は可決されました。

次に、ただいまの議案第47号を除く議案第51号から議案第56号までの議案6件を一括採決いたします。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

議案第47号を除く議案6件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第47号を除く議案6件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第47号を除く議案6件は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 産業建設常任委員長報告2件

#### 議案第57号 工事基本協定の締結について

#### 議案第58号 損害賠償の額を定めることについて

○議長(山村恵美子君) 日程第3、議案第57号工事基本協定の締結について外1議案を一括議題といたします。

議案2件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(産業建設常任委員長 鈴木深由希君、挙手して発言を求め)

○議長(山村恵美子君) 鈴木産業建設常任委員長。

[産業建設常任委員長 鈴木深由希君 登壇]

○産業建設常任委員長(鈴木深由希君) 今期定例会において産業建設常任委員会に審査付託となりました議案2件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月23日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第57号工事基本協定の締結について外1議案は、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第58号損害賠償の額を定めることについては、道路パトロール等で異常を発見することには限界があり、市民等からの情報提供が早期対応には欠かせない。この取組の一層の強化に努められ、道路インフラの安全を確保されたい。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長(山村恵美子君) ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより、議案第57号外1議案を一括採決いたします。

議案2件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第57号外1議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 予算決算常任委員長報告2件

議案第60号 令和7年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）

議案第61号 令和7年度三次市土地取得特別会計補正予算（第1号）（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第4、議案第60号令和7年度三次市一般会計補正予算（第1号）

（案）外1議案を一括議題といたします。

議案2件について、予算決算常任委員長の報告を求めます。

（予算決算常任委員長 藤岡一弘君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 藤岡予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 藤岡一弘君 登壇〕

○予算決算常任委員長（藤岡一弘君） 今期定例会において予算決算常任委員会に審査付託となりました議案2件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る3月25日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第60号令和7年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）外議案1件は、審査の結果、全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、今後、施策に十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（山村恵美子君） ただいまの委員長報告に対する質疑は、予算決算常任委員会において既に行われておりますので、省略いたします。

これより、議案第60号外1議案を一括採決いたします。

議案2件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第60号外1議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第63号 三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについて

○議長（山村恵美子君） 日程第5、議案第63号三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第63号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第63号三次市公平委員会委員の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市公平委員会委員の桑名陽子氏が令和7年6月30日をもって辞職されることに伴い、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、新たに片岡光子氏を同委員に選任することについて、市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は、前任者の残任期間となります令和8年4月29日までとなっております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 本案は、先例により、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第63号は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第63号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 発議第6号 誰がどこに住んでいても、安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第6、発議第6号誰がどこに住んでいても、安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（16番 藤井憲一郎君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 藤井議員。

〔16番 藤井憲一郎君 登壇〕

○16番（藤井憲一郎君） ただいま御上程となりました発議第6号について、提出者を代表して、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、宍戸 稔議員、新田真一議員、中原秀樹議員、山田真一郎議員、國重清隆議員、細美克浩議員と、私、藤井憲一郎でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでござ

います。

案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

発議第6号

誰がどこに住んでいても、安全・安心の医療・介護の実現を  
求める意見書（案）

新型コロナウイルスの感染拡大により「医療崩壊」や「介護崩壊」が生じ、国民の命と健康が脅かされる事態が広がった。それにもかかわらず、政府は「地域医療構想」に基づき、入院病床数の削減や医療機関の再編・統合を推進している。この政策では、特に高度急性期や急性期の病床数を減少させ、在宅医療への誘導を進めている。

広島県内では、2013年から既に6,000床の入院病床が削減され、高齢者をはじめとする社会的弱者が医療・介護へのアクセスを失う状況が生じている。その結果、在宅孤独死の増加が顕著になっている。また、病院や診療所、介護事業所も次々と閉鎖され、医療提供体制の崩壊が進んでいる。2024年度病院経営定期調査によると、2023年度では医業利益で赤字病院の割合が74.9%に達し、倒産件数は過去最多となる55件を記録した。特に地方の小規模病院が大きな影響を受けている。介護施設でも、2024年には介護事業者の倒産件数が172件に達し、これも過去最多となった。このうち訪問介護事業が全体の7割を占めており、介護業界全体が厳しい状況に置かれている。この問題の背景には、病院や介護事業所における慢性的な人手不足や物価高騰、さらには医療・介護報酬の引下げがある。特に人手不足に関しては、そこで働く労働者の賃金が、他産業と比較しても社会的な役割に見合わない低さにあることが一因とされている。

地域に病院が存在することで、その地域で安心して暮らすことができるだけでなく、病院や介護・福祉施設があることで働く人が集まり、地域の活性化にもつながる。しかし、政府は高齢者数がピークを迎える2040年頃を見据え、さらなる「地域医療構想」の策定を進めている。国民の財産である医療提供体制を維持し、どこに住んでいても安心して医療や介護を利用できる社会を実現するために、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 公立公的病院の統廃合や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療、介護体制の充実を図ること
- 2 医療や介護現場の労働者の賃上げと人員配置増と、医療機関及び介護事業所の事業・経営が継続できる内容となるよう、診療報酬・介護報酬の改定を実施すること
- 3 すべての医療機関や介護施設に行き渡る物価高騰支援策を拡充すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年（2025年）6月27日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。  
討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。  
これより、発議第6号を採決いたします。  
お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 発議第7号 国民健康保険制度の改善・強化を求める意見書（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第7、発議第7号国民健康保険制度の改善・強化を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（15番 月橋寿文君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 月橋議員。

〔15番 月橋寿文君 登壇〕

○15番（月橋寿文君） ただいま御上程となりました発議第7号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、重信好範議員、新田真一議員、藤岡一弘議員、増田誠宏議員、國重清隆議員、片岡宏文議員と、私、月橋寿文でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

#### 発議第7号

#### 国民健康保険制度の改善・強化を求める意見書（案）

三次市では、広島県の国民健康保険運営方針に基づき、税率改定を行ってきた。令和6年度においては、県が示した標準保険税率が前年度比20.60%増と大幅な引上げであったことから、市民の負担を軽減するため国民健康保険財政調整基金を最大限に活用し、9.98%増にとどめる税率を設定した。さらに、令和7年度においても、県から前年度比11.34%増の標準税率が示される中、令和12年度の県内税率統一を見据え、段階的に標準税率に近づける方針のもとで、法定外繰入を実施し、5.73%の上昇に抑制している。

国民健康保険（以下「国保」という。）は、自営業者、非正規労働者、高齢者など、多様な立場の国民が加入する、国民皆保険制度の根幹をなす重要な医療保険制度である。しかしなが

ら、近年は保険料（税）の高騰が顕著であり、家計に深刻な影響を及ぼしている。こうした状況は、国保制度が抱える構造的課題であり、被保険者の負担軽減は喫緊の政策課題である。

制度構造として高齢者や低所得者の加入割合が高いため、財政基盤は極めて脆弱である。団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行や被用者保険適用の推進等により、被保険者数は減少している。さらに、一定の所得を有する生産年齢人口層の離脱も進み、国保が抱える構造的な課題を一層深刻化させている。加えて、急激な高齢化の進行や医療技術の高度化に伴う医療費の増加も重なり、今後も厳しい財政状況が継続することが見込まれる中、被保険者の保険料（税）負担は年々増加している。したがって、平成30年度の制度改革以降、国が講じている3,400億円の公費支援については、今後も確実に継続することが不可欠であり、あわせて国庫負担割合の引上げ等を通じて、国保の財政基盤を拡充・強化することが強く求められる。

保険料（税）の均等割については、被保険者一人ひとりに等しく課される仕組みであるため、子どもの多い世帯ほど負担が重くなるという構造的課題がある。令和4年度からは、未就学児に対する均等割りの5割削減が実施されているが、これを18歳まで対象を拡大するとともに、全額減額を図るなど、子育て世帯の経済的負担を軽減する措置が必要である。被用者保険では被扶養者に保険料は課されていない。特に18歳までの後期高齢者支援金分については「子どもまんなか」の理念に照らしても到底容認しがたい。抜本的な制度見直しを通じて、医療保険制度全体としての公平性と持続可能性の向上を図るべきである。

よって、国においては、将来にわたり安定的で持続可能な制度とするため、すべての国民を対象とした医療保険制度の一本化を含む抜本的な制度改革を行い、次の事項について速やかに実施されるよう、強く要望する。

- 1 国民健康保険制度の安定的かつ持続可能な運営を図るため、国庫負担割合の引上げ等、財政基盤の強化に向けた積極的な措置を講じること
- 2 子育て世帯の負担軽減を実現するため、子どもに係る均等割保険料（税）を全額減額する等、制度の抜本的見直しを行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年（2025年）6月27日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより、発議第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 発議第8号 通所介護(デイサービス)事業所の事業継続のため、総合事業拡大移行の見直しを求める意見書(案)

○議長(山村恵美子君) 日程第8、発議第8号通所介護(デイサービス)事業所の事業継続のため、総合事業拡大移行の見直しを求める意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(16番 藤井憲一郎君、挙手して発言を求め)

○議長(山村恵美子君) 藤井議員。

[16番 藤井憲一郎君 登壇]

○16番(藤井憲一郎君) ただいま御上程となりました発議第8号について、提出者を代表して、提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、宍戸 稔議員、新田真一議員、中原秀樹議員、山田真一郎議員、國重清隆議員、細美克浩議員と、私、藤井憲一郎でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

発議第8号

通所介護(デイサービス)事業所の事業継続のため、総合事業拡大移行の見直しを求める意見書(案)

現在、政府は要介護1・2の方への通所介護について、介護度が軽度であるとの認識から個別給付ではなく市町村の行う「総合事業」へ移行することが検討されている。

中山間地の通所介護事業所は、送迎の移動時間もかかる上、燃料をはじめとした物価高騰や人件費の上昇などもあり、厳しい環境下を企業努力で運営しているのが現状であり、要支援1・2の方への単価も引上げが望まれる。

その上で、最もサービス利用者の多い要介護1・2の方を総合事業へ移行することは、事業所の閉鎖や倒産に繋がり、通所介護サービスが受けられなくなる要介護者や、それに伴う介護離職の増加も懸念され、将来的に地域包括ケアシステムが崩壊する事態になりかねない。

このことを踏まえて、次の事項を要望する。

1 自治体としても、総合事業に移行するにあたっての体制づくりも十分ではない中で、拙速に見直さないこと

- 2 移行する場合、要介護1・2の総合事業移行後の単価を、介護給付額の70%以上とすること
- 3 総合事業での要支援1・2の単価を、介護給付費の70%以上に見直しをすること以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年(2025年)6月27日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長(山村恵美子君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、発議第8号を採決いたします。お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 発議第9号 こども・子育て支援、地域医療の確保、社会保障制度の充実に向けた  
地方財政確保を求める意見書(案)

○議長(山村恵美子君) 日程第9、発議第9号こども・子育て支援、地域医療の確保、社会保障制度の充実に向けた地方財政確保を求める意見書(案)を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

(15番 月橋寿文君、挙手して発言を求め)

○議長(山村恵美子君) 月橋議員。

[15番 月橋寿文君 登壇]

○15番(月橋寿文君) ただいま御上程となりました発議第9号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、重信好範議員、新田真一議員、藤岡一弘議員、増田誠宏議員、國重清隆議員、片岡宏文議員と、私、月橋寿文でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

発議第9号

こども・子育て支援、地域医療の確保、社会保障制度の充実に向  
けた地方財政確保を求める意見書（案）

現在、地方公共団体は、急激な少子高齢化のもと、こども・子育て支援や地域医療の確保対策をはじめ、防災・減災の取組の強化、DX・GXの推進など、多くの課題を抱えている。

また、米国の関税引上げによる影響は、日本経済にも大きな打撃を与え、物価高騰などによる経済の後退へ拍車をかけようとしている。

こうした情勢の中、地方公共団体は、持続可能な行政サービスの提供、地域経済の好循環を図るとともに、持続可能な地域社会の実現等に取り組まなくてはならない。

直面する行政サービスへの対応、不足している人員体制確立に向け、地方自治体を支援するため、次の事項において、より一層の積極的な財政確保による安定的な地方財政運営が実現できるよう求める。

1 子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫しているため、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年（2025年）6月27日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同を頂きますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより、発議第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

以上で、今期定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

ここで、福岡市長から、発言したい旨、申出がありましたので、この際、これを許します。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 福岡市長。

○市長（福岡誠志君） 去る6月13日に開会いたしました本定例会におきまして、15日間にわたり御審議を頂きましたことに御礼を申し上げます。

中でも、議案第47号三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）、八幡小学校、君田中学校を再配置することに伴う条例改正案につきましては、教育民生常任委員会におきまして3日間にわたり審査をしていただきました。

本案は、本年3月に教育委員会において策定しました三次市立小中学校のあり方に関する基本方針に基づくものであります。児童生徒数の減少が今後も続いていくという状況の中で、市といたしましては、この定例会での提案に至るまで、一人一人の子供たちに豊かな教育環境を保障するための学びの環境を確保し、子供たちの教育環境をよりよくしていこうという思いの下に、教育委員会を中心として、保護者の皆さんや地域の皆さんを始め、多くの関係者の皆さんに対しまして説明を重ねてまいりました。

教育環境や地域のコミュニティへの影響が生じるため、保護者の皆さん、地域の皆さんから、再配置によって、よりよい教育環境が提供されることを期待する声がある一方で、通学路の安全性や距離についての懸念、あるいは学校がなくなることへの不安の声など、様々な御意見を頂いてきたところであります。

議会の審査におきましても、同様の質疑のほか、地域の不安を解消し、理解を求める取組や、幅広い意見の反映についての工夫など、多くの御意見を頂きましたことに対しましては重く受け止めております。

学校再配置につきましては、児童生徒数の減少が続く状況において、みよし学びの共創プランに掲げる全ての児童生徒にとって魅力ある学校づくりを実現していくために避けては通れない課題であり、子供たちに、よりよい学びの場を提供するために必要なプロセスであると認識しております。

そうした観点から、今後におきましても、三次市立小中学校のあり方に関する基本方針に基づいた学校の再配置を進めていく中で、今回の議会で頂いた意見というのを十分に踏まえながら、引き続き、保護者の皆さんや地域の皆さん、関係者の皆さんに向き合い、議論を重ね、地域づくりの継続、発展に向けて、全力で取り組んでまいります。

今後も、議員各位、市民の皆さんの御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） これにて、令和7年6月三次市議会定例会を閉会いたします。

15日間にわたる御審議、大変御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午後 2時 8分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年6月27日

三次市議会議長 山 村 恵美子

会議録署名議員 藤 岡 一 弘

会議録署名議員 中 原 秀 樹